



2023年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社アイネス
代表者名 代表取締役社長 吉村 晃一
(コード番号9742 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートスタッフ本部
副本部長 沼崎 聡
電話番号 03-6864-3650

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第61回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、2022年12月23日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しているとおり、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することを目的に、2023年6月23日開催予定の第61回定時株主総会の承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定しております。

現行定款につきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合に、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、これまでの感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生、社会のデジタル化の進展等を踏まえ、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更案第14条(招集)第2項を新設するものであります。なお当社は、当該変更にあたり上記要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理の他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月23日

定款変更の効力発生日 2023年6月23日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条<条文省略> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第13条<条文省略></p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 <条文省略> <新設></p> <p>第15条～第19条<条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、20名以内とする。 <新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設></p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名を定めることができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条<現行どおり> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第13条<現行どおり></p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 <現行どおり></p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第15条～第19条<現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u> (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の補欠または増員により選任された取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、<u>在任取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期と同一とする。</p> <p>4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から<u>取締役会長1名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p>	<p>第24条 <現行どおり> (取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第26条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p><新設></p>	<p>第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第29条 <条文省略> <新設></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第31条 <現行どおり> (監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(取締役の責任限定契約)</u>	
<p><u>第32条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p><u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p><u>2</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条</u> 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>2</u> 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>

定款変更案

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録)	<削除>
第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。	<削除>
(監査役会規程)	<削除>
第40条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	<削除>
(監査役の報酬等)	<削除>
第41条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
(監査役の責任免除)	<削除>
第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	<削除>
(監査役の責任限定契約)	<削除>
第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。	<削除>
第6章 計算	第5章 計算
第44条～第47条<条文省略>	第35条～第38条<現行どおり>
<新設>	(附則)
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第61回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
	2 第61回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
2022年 6月24日改定	2023年 6月23日改定